

大田川河川公園管理委託契約書

大田川河川公園の維持管理の委託について、委託者 河川管理者山口県知事二井関成（以下「甲」という。）と受託者 美東町長清水武人（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結した。

（目的）

第1条 甲は、次に掲げる河川公園（以下「河川公園」という。）の維持管理を乙に委託し、乙は、これを受託する。

名 称	所 在	面 積	備 考
大田川 河川公園	美祿郡美東町大田地内	19,704 m ²	別添図面のとおり

（委託期間）

第2条 河川公園の維持管理の委託期間は、平成10年9月1日から平成11年3月31日までとする。

2 前項の委託期間満了の日の1ヶ月前までに双方からなんらかの意志表示がなされないときは、この契約は、委託期間の満了する日の翌日からさらに1年間更新されるものとし、その後もこの例による。

（維持管理）

第3条 乙は、河川公園を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 河川公園の施設の維持管理の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 施設の利用に関すること。
- (2) 施設の維持に関すること。（災害復旧を除く。）
- (3) 施設の美化清掃に関すること。
- (4) 前3号の業務に附帯すること。

（維持管理に要する費用の負担）

第4条 河川公園の維持管理に要する費用は、乙の負担とする。

（河川公園の区域、形状又は施設等の変更）

第5条 甲は、河川公園の区域又は施設を変更しようとするときは、乙と協議しなければならない。

（河川公園の滅失又は損傷）

第6条 乙は、河川公園が滅失し、又は損傷したときは遅滞なくその状況を甲に通知しなければならない。

2 乙は、その責めに帰すべき理由により河川公園が滅失し、又は損傷したときは、甲の指示するところに従い、乙の負担において河川公園を原状に回復しなければならない。ただし、甲が河川公園を原状に回復させることが適当でないことを認めるときはこの限りではない。

（出願申請の取扱い）

第7条 甲は、河川公園の所在する区域にかかる河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）

第24条の規定による土地の占用の許可、法第25条の規定による土石（砂を含む。）の採取の許可、法第26条の規定による工作物の新築等の許可及び法第27条の規定による土地の掘削等の許可の申請があったときは、乙の意見を聞いた上、許可することができる。